

令和8年度熊本市立植木病院医療情報システム運用管理代行業務委託仕様書

1 業務委託名

令和8年度熊本市立植木病院医療情報システム運用管理代行業務【単価契約】

2 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

3 履行場所

熊本市北区植木町岩野285番地29 熊本市立植木病院

4 概要

- (1) 熊本市立植木病院が保有する医療情報システムを正常かつ安定して稼働させ、本院職員では対応が困難な事例への対応やトラブル等に対応することや、職員の負担軽減を図ることを目的に、専門のシステムエンジニアの訪問による運用管理代行業務を行うこと。
- (2) 本業務委託を第三者に再委託してはならない。

5 運用管理代行業務

別表に定める項目について、SE（システムエンジニア）の派遣により、運用代行業務の内容を実施することとする。

6 本院における訪問作業の日

(1) 定期訪問作業

毎月の火曜日及び金曜日（休日を除く）97回×7時間 = 679時間

※1回あたりの時間 実働7時間（8時30分～16時30分のうち休憩時間1時間除く。）

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎月の火曜日及び金曜日の午前8時30分から午後4時30分までの時間帯のうち7時間を予定とする。

やむを得ない理由で訪問日及び作業時間の変更が必要となった場合は、双方協議のうえ1時間単位で他の曜日に振り替えることができるものとする。

(2) スポット訪問作業

スポット訪問作業の基本は依頼により、緊急時の対応等のため訪問作業を行うもので、1時間を単位とするもの。※年間6時間（例 2時間×3回）

- ・院内各システムのトラブル1次対応など緊急時の対応
- ・本院情報システム委員会（年2～3回）への出席による助言

7 保守に対する協力

(1) 委託者は、受託者の保守技術者が機器の保守を円滑に行えるよう、次の各号に定める事項を実施し、受託者に協力するものとする。

イ 機器設置場所において保守を実施するために要する電力、作業スペース並びに回線料の負担及び消耗品の受託者へ提供すること。

ロ 機器を所定の設置条件のもとに設置し、これを維持すること。

ハ 保守の実施にあたり、受託者が機器及び関連機器の一時稼働停止を申し入れた場合に、これに応じること。

ニ 保守の実施に必要な場合、委託者の機器及び関連機器を使用できること。

ホ 保守の実施に必要な技術資料等を受託者に提供すること。

(2) 上記ハの定めにかかわらず、委託者が受託者の保守の実施にあたり、機器及び関連機器の稼働停止を実施せず、機器及び関連機器が稼働している状態で受託者が保守を実施した場合に、機器及び関連機器が稼働している状態で保守を実施したことにより発生したいかなる損害についても受託者はなんら責を負わない。

<別表>

	主な項目	備考
システム運用管理代行業務	電子カルテシステム関係 電子カルテシステムのトラブル対応 様式の変更や新規追加対応 予約枠（外来）の作成	電子カルテ・医事会計システム HOPE Cloud Chart
	部門別システム関係 電子カルテと部門システム連携設定及びトラブル対応 部門別システムのトラブル対応 様式の変更や新規追加対応	服薬指導システム 処方チェックシステム 栄養管理システム リハビリ管理システム 診療情報管理システム 介護報酬請求システム 等
	その他 定例データ抽出 院内の各システムトラブル一次対応 病院基本データ抽出に係る作業（設定及び抽出作業） その他、委託者と受託者間で協議して定める事項	

8 委託料の支払い

(1) 受託者は、毎月の業務完了後、速やかに委託者に完了届を提出するものとする。

(2) 委託者は完了届を受領した日から10日以内に検査を行い、その検査に合格したときに受託者は委

託料の支払いを請求することができる。

(3) 委託者は上記の請求書を受領した日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

9 その他

(1) 個人情報の保護については、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 委託業務の遂行において、本仕様書について疑義を生じた場合は、関係法令にしたがい、その都度委託者及び受託者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。